

市民のみなさんに身近な サービスを提供する

■市役所駅南庁舎

■本庁舎市民課証明コーナー
(旧行政サービスコーナー)

などの主な窓口のご案内

駅南庁舎

開庁日・時 平日=8:30~17:15

閉庁日 土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)

主な業務内容	駅南庁舎担当課	窓口番号
市税の収納、納税協力団体などに関すること	収 税 課 TEL (0857)20-3431	1
固定資産税(土地、建物、償却資産)に関すること	固定資産税課 TEL (0857)20-3421	2
市県民税の申告・相談、原付などの登録・廃車に関すること ※住宅用家屋証明は駅南庁舎に限ります。総合支所では取り扱っていません。	市民税課 TEL (0857)20-3414	3 4
戸籍、住民異動、印鑑登録、各種証明書の発行に関すること	市民課 TEL (0857)20-3492	5~15
国民健康保険、老人医療、特別医療(小児、ひとり親、特定疾病)、国民年金に関すること	保険年金課 TEL (0857)20-3481	16~20
保育園の入園手続、児童手当などに関すること	児童家庭課 TEL (0857)20-3461	21~23
介護保険、高齢者福祉に関すること	高齢社会課 TEL (0857)20-3451	24
障害者福祉、生活保護などに関すること	生活福祉課 TEL (0857)20-3471	25

本庁舎市民課証明コーナー

開庁日・時 平日=8:30~19:00/土・日・毎月最終水曜日・振替休日=17:15まで

閉庁日 祝日・年末年始(12/29~1/3)

TEL (0857)20-3065

主な業務内容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ▷住民票および戸籍などに関する証明書の発行(戸籍の謄・抄本、身分証明書、住民票の写し、記載事項証明、外国人登録原票記載事項証明) ▷税証明書の発行(所得・資産・納税の各証明) ※車検用は除く ▷印鑑登録、登録証の再交付および印鑑証明書の発行 ▷住民異動届の受理(転入・転出・転居届など) 	<p>※平日の午後5時から午後7時および土・日曜日に、住民異動届(転入、転居など)をされた場合、台帳への記載作業のため、下記の手続きは翌開庁日以降になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票や戸籍の附票の写しの発行 ・印鑑登録および印鑑証明書の発行 ・住民票の記載事項証明など

※本庁舎の市民課証明コーナーでは、戸籍、自動車臨時運行許可、外国人登録に関する届出は取り扱っていませんので、ご注意ください。

鳥取湖山北・宝木郵便局

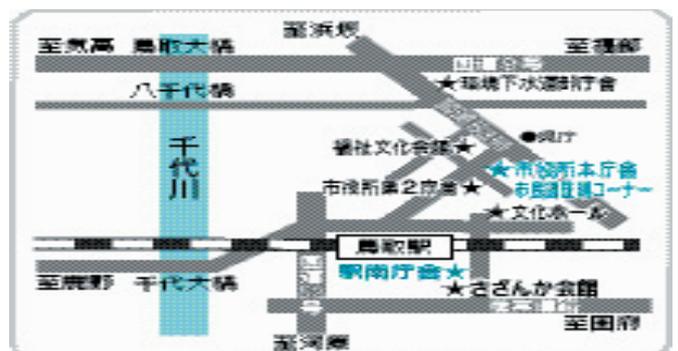
主な業務内容

戸籍謄抄本(本人または同一戸籍のものに限る)
住民票の写し(本人または同一世帯のものに限る)
印鑑証明(本人のものに限る)

取扱時間

平日:午前9時~午後4時

※土日、祝日、年末年始は取り扱いません。



固定資産税

問い合わせ先
市役所駅南庁舎固定資産税課
TEL (0857) 20-3421

固定資産の評価額

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の評価額を基に算定された税額を市町村に納める税金です。

土地・家屋の評価額は、資産価格の変動に対応するため、3年毎に適正な価格に見直すこと（これを評価替えといい、平成18年度に行いました）となっていますが、平成19年度は評価替えの翌年度のため、原則、前年度の評価額を据え置くこととなります。ただし、新築、増築などのあった家屋および分合筆などのあった土地は、再評価をして評価額を決定します。

固定資産(土地)の負担調整措置

負担調整措置とは、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が高い土地は、税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は徐々に税負担を上げていく仕組みです。平成18年度に改正された新しい負担調整措置により、税負担の一層の公平化と制度の簡素化が図られています。一般に土地の税額が上がっているのは、地価が上昇している場合を除けば、負担水準の低い土地に限られています。詳しくは、納税通知書と一緒に送る「課税明細書」をご覧ください。

住宅のバリアフリー改修にともなう 固定資産(家屋)税の軽減措置

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅について、100平方メートルまでの固定資産税を1年間、3分の1に減額する制度が新たに設けられます。高齢者等が居住する既存の住宅（賃貸住宅を除く。）で所定の改修工事を行った場合、補助金等を除く自己負担が30万円以上のものが対象となります。なお、新築住宅や耐震改修住宅への減額措置などが適用されている場合は該当しません。申告に関する手続きの詳細は決まり次第お知らせしますが、ご不明な点は固定資産税課家屋係 TEL (0857) 20-3424 までお尋ねください。

第1期	5月17日～5月31日
第2期	7月1日～7月31日
第3期	12月1日～12月28日
第4期	2月1日～2月29日

※納期の末日が休日または土・日曜日の場合は、翌開庁日が納期限となります。
※平成19年度の納税通知書の発送は、5月15日ごろを予定しています。

納期と
納税通知書の発送

4月2日から閲覧・縦覧ができます

■とき 閲覧 4月2日（月）～
縦覧 4月2日（月）～5月31日（木）
いずれも 8:30～17:30

■ところ 市役所駅南庁舎固定資産税課
各総合支所市民生活課

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

周辺の資産と比較することにより、自分の資産の評価が適正かどうか確認することができます。

縦覧できる人

市内の土地の納税者

土地価格等縦覧帳簿

（土地の所在、地目、地積、価格などを記載）

市内の家屋の納税者

家屋価格等縦覧帳簿

（家屋の所在、構造、床面積、価格などを記載）

※縦覧できるのは納税者および同居の家族、納税管理人、委任状のある人です。免税点未満などの理由により固定資産税が課されていない人は縦覧できません。

固定資産課税台帳の閲覧

課税内容を確認することができます。

閲覧できる人

①納税義務のある人とその同居の家族および納税管理人
納税義務のある固定資産の全部を閲覧できます。

②借地・借家人など

使用または収益の対象となる部分の記載事項を閲覧できます。

③固定資産を処分する権利を有する人（破産管財人など）
該当する固定資産を閲覧できます。

※②③の人は賃貸借契約書などの提示をお願いします。また、代理人の場合は委任状が必要です。

※縦覧・閲覧の際には、本人確認のため、運転免許証などの提示をお願いします。